無線局免許手続規則等の一部を改正する省令

（無線局免許手続規則の一部改正）

第一条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
別表第二号第３　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。 ［１枚目・２枚目　略］	**別表第二号第３**　［同左］ 宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。 ［１枚目・２枚目　同左］